

法学部通信教育課程

I 2019 年度 大学評価委員会の評価結果への対応

【2019 年度大学評価結果総評】(参考)

法学部通信教育課程の自己点検・評価は、適正に実施されていると評価できる。教育課程・学習成果の評価については、これを実施するための制度が整い、組織的にも適正に機能していると評価できる。このうち、2018 年度に策定されたカリキュラム・マップは、学生の履修計画を容易にする優れたものである。近年増えている障がいをもつ学生による配慮等の希望の確認・調整についての取り組みも、通信教育課程が果たしている社会連携のひとつとして評価できる。

なお、剽窃に関する取り組みは継続的に行われているものの、依然として「剽窃」と評価されるケースが増加していることから、様々な手法を取り入れて今後も計画的に取り組む必要があると思われる。

最後に、今後とも学生数の増加のために、通信制高校への広報の強化や、メディアスクーリング科目の新設といった積極的な取り組みを継続して頂きたいと考える。

【2019 年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】

・カリキュラム・ツリーに加えて、カリキュラム・マップが策定されたことにより、これらを踏まえて、学生が各科目の内容と到達目標を体系的に沿って理解し、より自己の学習意欲・関心に即した計画的な履修が行えるようになっている。

・生涯学習を含めた多様な背景を有する学生への教育を提供するという通信教育の理念との関係で、特に近年増加している障がいをもつ学生に対する配慮等を実施するための対応として、出願前に事前相談を行い、面接等により学生が求める配慮の希望と本学で提供可能な配慮を確認・調整することにより、ニーズと実情のマッチングを図っている。

・レポート等における剽窃の問題に関しては、従前と同様、学習ガイダンスや学習のしおり等において指導を徹底するとともに、レポートにおいて剽窃がなされた場合には、全学で制定された不正行為の処分基準に依拠した処分を実施している。併せて、通信教育の特殊性に鑑み、通信教育部委員の協議並びに法学部法律学科会議及び法学部教授会の審議において個別的な対応を議論することで、教員間において今後の全体的な対応へのフィードバックを行っている。

・学生数増加に向けた取り組みとして、通信制高校も含めて、通信教育部全体において広報活動の積極的な実施を行うように働きかけるとともに、受講生からの要望に応じてメディアスクーリング科目の拡充を図るよう取り組んでいる。

【2019 年度大学評価委員会の評価結果への対応状況の評価】

法学部通信教育課程では、2017 年にカリキュラム・ツリーを策定し 2018 年にカリキュラム・マップを策定し、障がいをもつ学生への事前の細やかな配慮の実行など、学ぶ学生に対する絶え間ない改善の努力は高く評価される。2020 年度には学生からの要望に応える形でメディアスクーリング科目として憲法と労使関係論Ⅱの 2 科目が新たに始まった。レポート等の剽窃の問題は非常に大きな事柄であるが、とりわけ通信教育にとっては重要な問題であり、引き続き対策をお願いしたい。

II 自己点検・評価

1 教育課程・学習成果

【2020 年 5 月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

1.1 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

①学生の能力育成のため、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程・教育内容が適切に提供されていますか。

S A B

※教育課程の編成・実施方針との整合性の観点から、学生に提供されている教育課程・教育内容の概要を記入。

・通学課程と同等の、法律学の完成された体系に基づくカリキュラムを提供している。

・2013 年度から実施されている新カリキュラムにおいては、他大学において通学課程の法律学科において卒業論文を必修とする例が稀であることに鑑み、従来必修とされていた卒業論文を他の科目 8 単位に振り替えることによっても卒業要件を満たすことができるようにしている。これにより、卒業論文を実質的に選択科目化するとともに、卒業論文を提出しない者も法律学修養に関して卒業論文作成と同等の努力を要するものとしている。

・勤労学生や遠隔の学生でも受講できるよう、全科目をレポートによる通信学習科目として設定し、また、多様な日程・地域における単位習得試験の受験の企画を確保している。さらに、スクーリング科目の開講についても受講者の便宜に叶うよう多様な日程を確保するとともに、地方スクーリング及びメディアスクーリングも開設している。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S: さらに改善した、A: 従来通り、B: 改善していない」を意味する。

<p>・近年、行政救済法や西洋法制史を新たに開講する等、開講科目の充実を図っている。</p> <p>【2019年度に改善された事項および新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p> <p>特になし</p> <p>【根拠資料】 ※カリキュラムツリー、カリキュラムマップの公開ホームページURLや掲載冊子名称等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/faculty/law/subject/cultural.html (カリキュラム全体の説明) ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/common/doc/faculty/law/subject/curriculum-map.pdf (カリキュラム・マップ) ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/common/doc/faculty/law/subject/curriculum-tree.pdf (カリキュラム・ツリー) 			
②学生の能力育成の観点からカリキュラムの順次性・体系的性を確保していますか。	S	A	B
<p>※カリキュラム上、どのように学生の順次的・体系的な履修(個々の授業科目の内容・方法、授業科目の位置づけ(必修・選択等)含む)への配慮が行われているか。また、教養教育と専門科目の適切な配置が行われているか、概要を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信教育部法律学科の開設科目は、選択必修科目と選択科目に分類されている。前者は、六法科目と基本科目(国際法総論、行政法、労働法等)から構成され、8科目32単位以上の修得が要件である。後者は、基本科目及び先端科目(教育法、親族法・相続法、日本法制史、英米法等)、社会科学の基礎科目等から構成され、32単位以上の選択必修科目の修得単位と合わせて合計で82単位(卒業論文を選択しない場合は86単位)以上になるように修得することが要件である。 ・ 通信教育部の特性を踏まえ、「選択必修科目」「選択科目」から8単位以上をスクーリングで修得することを要件として科している。また、卒業論文を選択科目として選択(履修)することができる。 ・ すべての科目の学年配当は、法律学の体系的を勘案して行われている。 ・ 専門科目については、ガイドとしてカリキュラム・ツリー(2017年度)及びカリキュラム・マップ(2018年度)を策定し、配当年次に沿った体系的、計画的な履修を促すため、ホームページ等(後掲【根拠資料】参照)において学生に明示されている。 <p>【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学習のしおり 2020」 ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/faculty/law/subject/cultural.html (カリキュラム全体の説明) ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/common/doc/faculty/law/subject/curriculum-map.pdf (カリキュラム・マップ) ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/common/doc/faculty/law/subject/curriculum-tree.pdf (カリキュラム・ツリー) 			
1.2 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。			
①学生の履修指導を適切に行っていますか。	S	A	B
<p>【履修指導の体制および方法】 ※箇条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員による学習ガイダンスを毎年2回開催し(併せて、過去の学習ガイダンスについてウェブ上での配信も行っている。)、一般的な履修指導を実施しているほか、オフィスアワーを実施し、適宜、必要に応じて個別的な履修指導を実施している。 ・ 単位修得状況が思わしくない学生に対しては、「履修計画書」の提出を指導している。 ・ カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを策定・公表し、計画的、体系的な履修のガイドを示している。 <p>【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/support/ (通信教育部による学習サポート全体の説明) ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/guidance/ (教員による学習ガイダンスの配信) 			
②学生の学習指導を適切に行っていますか。	S	A	B
<p>※取り組み概要を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の学習指導のために、学習を進めるにあたって生じた疑問点についての質問をすることができる「学習質疑」の制度を設けているほか、学習相談会、Web通信学習相談制度も創設し、履修上・学習上の相談に応じている。 ・ 年2回開催している教員による学習ガイダンスにおいては、昨年度以前と同様、特にレポートにおいて「剽窃」と評価されるケースが増加している傾向に鑑み、文献の引用の仕方・出典の表示方法について重点的に指導を行うとともに、通信教育における学習の意義及び法学学修のための基本的な事項について分かり易く解説することを心掛けている。 			

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

・ 勤労学生、遠方の学生等の便宜に対応するため、過去に実施したものも含めて、学習ガイダンスにつき、ウェブ上に動画を公開している。
 ・ 剽窃の問題を含め不正行為及びその処分については、「学習のしおり」において掲載し、学生に特に注意を促している。

【2019年度に改善された事項および新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

特になし

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・ <https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/support/> (通信教育部による学習サポート全体の説明)
- ・ <https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/guidance/> (教員による学習ガイダンスの配信)
- ・ 「学習のしおり 2020」

1.3 成績評価と単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

①成績評価と単位認定の適切性を確認していますか。 S A B

【確認体制および方法】 ※箇条書きで記入。

・ 下記の卒業論文はもとより、それ以外の科目(スクーリング科目を含む。)についても、法律学科会議でカリキュラム編成の審議等に際して、通信教育学務委員(通教主任)が中心となって必要に応じた検証を実施している。
 ・ 卒業論文については、毎年度、卒業論文の口頭試問が終了した3月の法律学科会議において、通教主任が中心となって総括的な審議を実施し、そこで成績評価と単位認定の適切性についても検証し確認している。

【2019年度に改善された事項および新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

特になし

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・ 特になし

1.4 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

①成績分布、進級などの状況を学部(学科)単位で把握していますか。 はい いいえ

※データの把握主体・把握方法・データの種類等を記入。

・ 学生の進級については、法学部教授会規程に従い、法学部教授会で個別に判定している。
 ・ 学生の成績分布、試験放棄(登録と受験の差)等の実績は、教授会が定期的に報告を求める体制にはなっていないものの、通信教育学務委員会において在籍者数・離席者数等の詳細なデータ開示がなされる等、通信教育部事務部から通信教育学務委員を通じて学部・学科に報告がなされ得る体制になっている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

特になし

②分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われていますか。 S A B

※取り組みの概要を記入。

・ 124単位(卒業論文を選択しない場合は合計128単位。内訳、教養42単位、専門82単位[卒業論文を選択しない場合は86単位])につき、スクーリング科目での必修を設ける(教養・外国語2単位、専門8単位、合計30単位)等、通信教育の特性に応じて適切に学習成果が測定できる科目編成を行っている。
 ・ 各科目について、担当教員は、科目の特性、通信教育・スクーリング・メディアスクーリング等の開講形態の特性に応じて、シラバスにおいて、適切な到達目標を設定し、到達目標を踏まえた成績評価基準を設定し、受講者に示している。

【2019年度に改善された事項および新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

特になし

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・ https://syllabus.hosei.ac.jp/web/show.php?gakubueng=TK&t_mode=pc&nendo=2020 (通信教育 web シラバス)
- ・ https://syllabus.hosei.ac.jp/web/show.php?gakubueng=TKS&t_mode=pc&nendo=2020 (スクーリング web シラバス)

③具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われていますか。 S A B

※取り組みの概要を記入(取り組み例:アセスメント・テスト、ルーブリックを活用した測定、学修成果の測定を目的とした学生調査、卒業生・就職先への意見聴取、習熟度達成テストや大学評価室卒業生アンケートの活用等)。

- ・ 学生の学習成果は、教科毎のレポート及び単位修得試験により測定している。
- ・ メディアスクーリング授業については、上記に加えて、小テストを適宜実施している。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。
 ※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

【2019年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

特になし

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学部通信教育課程では、通学課程と同等の、法律学の完成された体系に基づくカリキュラムを提供している。2013年度から実施されている新カリキュラムでは卒業論文を必修からはずし、他の科目8単位に振り替えることで卒業要件を満たせるように変更したことで、学生の選択の幅が広がった。

法学部通信教育課程では、勤労学生や遠隔の学生でも受講できるよう、全科目をレポートによる通信学習科目として設定し、また、多様な日程・地域における単位習得試験の受験の企画を確保している。さらに、スクーリング科目の開講についても受講者の便宜に叶うよう多様な日程を確保するとともに、地方スクーリング及びメディアスクーリングも開設している。これらのことは通信教育のあるべき姿のスタンダードを示すものとして評価される。

前述の通り、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを策定・公表し、体系的な履修のガイドを示しているほか、「学習質疑」制度や教員による「学習ガイダンス」の開催等、学生の学習指導も適切に行われている。

III 2019年度中期目標・年度目標達成状況報告書

No	評価基準	理念・目的	
1	中期目標	法学部の理念・目的についての継続的な検証	
	年度目標	法学部の理念・目的に基づき、新たなアセスメント・ポリシーを策定する。	
	達成指標	教授会における検討。	
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	S
理由		本年度、法学部法律学科通信教育課程独自のアセスメント・ポリシーを策定した。	
	改善策	—	
No	評価基準	内部質保証	
2	中期目標	教授会から独立して設置された質保証委員会を、実効的に機能させるための課題の検討	
	年度目標	質保証委員会の課題について再度確認する。	
	達成指標	実効性ある質保証活動に関する教授会執行部による検討と前任の質保証委員への意見聴取。	
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	A
理由		前任の質保証委員への意見聴取を行い、質の向上・改善の必要な課題について検討を加えた。	
	改善策	より早期に課題検討を行えるよう、聴取回数を増やすなどの対応を検討する。	
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】	
3	中期目標	社会の多様な問題に対する法的な見方を体系的・効果的に習得できる課程を編成し、時代のニーズに応えた科目を提供するほか、多様な方法による学びの場を提供する。	
	年度目標	昨年度以前に策定したカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーにより体系的・計画的な履修がなされているかどうかを確認する。	
	達成指標	通信教育学務委員による検討と法律学科会議での検討。	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	A
		理由	通教育学務委員および授業編成にかかる法律学科会議で、主として体系的な履修を可能にするための通信学習、スクーリング及びメディアスクーリングの科目提供の在り方、開講間隔等について議論した。
		改善策	カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリー策定後の入学者から卒業生はまだ出していないので、引き続きその効果を確認しつつ、検討を続ける。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育方法に関すること】	
4	年度末報告	中期目標	通信教育の特質を踏まえ、学生による自主的・効果的な学習への取組みを持続的に支援することを重視した教育を実施する。
		年度目標	多様な方法の学びの場を提供するため、学生からのニーズの高いメディアスクーリング科目の継続・新規開講を行う。
		達成指標	次年度の新規のメディアスクーリング科目の開講の決定。
	自己評価	教授会執行部による点検・評価	
	理由	2020年度より、憲法及び労使関係論IIが新規開講されることとなった。	
	改善策	-	
No	評価基準	教育課程・学習成果【学習成果に関すること】	
5	年度末報告	中期目標	学習成果に係る各種指標に基づく検証を不断に行い、学生アンケート等を通じて教育理念・目的に沿った学習効果があがっているかを検討する。
		年度目標	離籍率の動向を分析し、離籍者を減らすために成績分布及び学生アンケート等から対策を検討する。
		達成指標	通教育学務委員による検討と法律学科会議での検討。
	自己評価	教授会執行部による点検・評価	
	理由	成績分布および学生アンケートから、特に通信学習科目において単位取得の障害となっていると推測されるレポートにおける文献引用の問題について、2020年度より学習のしおりの説明を増やすなど、対応を行った。	
	改善策	来年度以降、学習のしおりの説明の変更の効果を検証する。また、引き続き、その他の単位取得の障害となっている原因を分析し、対策を検討する。	
No	評価基準	学生の受け入れ	
6	年度末報告	中期目標	多様なバックグラウンドを有する学生の受入に務めるとともに、適切な能力や意欲を有しているかを確認するため、入学前の成績等や志望理由を精査する。
		年度目標	学生に、ふさわしい能力・意欲を適切に判断するため、通教育学務委員により今後も志願書類等の慎重な審査に努める。
		達成指標	入学審査が適正に行われているかどうかについての通教育学務委員による検討と法律学科会議での検討。
	自己評価	教授会執行部による点検・評価	
	理由	2019年度入学志願者は、前年度と比較して、前・後期入学とも増加したが、通教育学務委員により慎重に審査を行った。それを踏まえ、法律学科でも、入学審査の変更の必要性等について、検討を行った。	
	改善策	入学志願書の項目変更等、大幅な審査内容の変更まで行うべきかどうか、引き続き検討を続ける。	
No	評価基準	教員・教員組織	
7	中期目標	法学部専任教員を中心とする科目提供を行うとともに、専任教員との連携の下で外部講師に協力を求めるを通じ、通信教育にふさわしい科目の提供を確保し、必要とされる教育水準を維持する。	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

	年度目標	通学課程を前提とした法学部専任教員を中心とする科目提供を行うとともに、通信教育にふさわしい科目が提供できているかどうかを、外部講師の協力の確保を含めて検証する。	
	達成指標	通信教育学務委員による検討と法律学科会議での検討。	
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	S
理由		通教育学務委員および2020年度の授業編成にかかる法律学科会議で、多様な学びを提供できる科目提供の在り方、開講間隔等について議論し、各分野ごとに担当教員の配置を検討した。	
	改善策	—	
No	評価基準	学生支援	
8	中期目標	通信教育課程独自の学生支援体制を維持することともに、通信教育課程においても増加傾向にある障害学生について、全学と連携して必要な相談・適切な支援を行う。	
	年度目標	近年増加している障害等により配慮を必要としている学生について、出願前の事前相談により、学生のニーズを把握するとともに、本学に提供可能な配慮を説明し、相互の調整を図り、安心・納得して出願及び学習ができる状況を整える。	
	達成指標	通信教育学務委員及び通信教育部事務による障害等により配慮を必要としている出願予定者に対する事前説明および面接等による学生のニーズと本学で提供できる配慮の事前調整と調整した合理的配慮の確実な実施。	
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	S
		理由	障害により配慮を必要としている出願予定者及びその保護者に対して、面接による事前相談により、事前調整を行い、それに従って配慮を行っている。また、学生相談室等との連携についても検討中である。
	改善策	—	
No	評価基準	社会連携・社会貢献	
9	中期目標	法学部質保証委員会を通じた質保証活動を、中期期間（2018—2021年度）中、着実に実施する。	
	年度目標	2018年度に引き続き、法学部質保証委員会を通じ、通信教育課程法律学科において教育の質が確保されているか否かを検証する。	
	達成指標	法学部質保証委員会での検討。	
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	A
理由		通信教育学務委員の提出した資料を基に、法学部質保証委員会で教育の質の確保について検討を行った。	
	改善策	多様なニーズを満たす通信教育課程を維持し、さらなる質の向上を図るため、引き続き法学部質保証委員会での検討を加える。	
【重点目標】			
メディアスクーリング科目の新規開講の決定を最も重視する。メディアスクーリング未開講の科目及び開講されているが動画が古くなっている科目の担当者と協議し、新規の開講の検討を依頼する。			
【年度目標達成状況総括】			
全体的に年度目標をおおむね達成することができた。特に、重点目標として設定したメディアスクーリング科目については、2020年度より2科目の新規開講を達成することができた。また、通信学習課程に求められる障害学生等への大学教育としての窓口としての機能を果たすために、入学志願者への事前相談・事前調整及び合理的な配慮について具体的に実施できたことも重要な成果である。他方で、多様なニーズへの対応と、法学部法律学科の在学学生・卒業生として求められる学生の質の確保が今後の課題であろう。			

【2019年度目標の達成状況に関する大学評価】

法学部通信教育課程における評価基準の各項目に対する、中期目標、年度目標及び達成指標は、概ね適切に設定されており、また年度末報告でも、9の評価基準のうち、S評価が4つ（残りはA）と、ほぼ目標を達成したことは高く評価でき

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

る。

IV 2020年度中期目標・年度目標

No	評価基準	理念・目的
1	中期目標	法学部の理念・目的についての継続的な検証
	年度目標	法学部の理念・目的に基づき、新たなアセスメント・ポリシーを策定する。
	達成指標	教授会における検討。
No	評価基準	内部質保証
2	中期目標	教授会から独立して設置された質保証委員会を、実効的に機能させるための課題の検討
	年度目標	質保証委員会の課題について再度確認する。
	達成指標	実効性ある質保証活動に関する教授会執行部による検討と前任の質保証委員への意見聴取。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】
3	中期目標	社会の多様な問題に対する法的な見方を体系的・効果的に習得できる課程を編成し、時代のニーズに応えた科目を提供するほか、多様な方法による学びの場を提供する。
	年度目標	昨年度以前に策定したカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーにより体系的・計画的な履修がなされているかどうかを確認する。
	達成指標	通信教育学務委員による検討と法律学科会議での検討。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育方法に関すること】
4	中期目標	通信教育の特質を踏まえ、学生による自主的・効果的な学習への取組みを持続的に支援することを重視した教育を実施する。
	年度目標	多様な方法の学びの場を提供するため、学生からのニーズの高いメディアスクーリング科目の継続・新規開講を行う。
	達成指標	次年度の新規のメディアスクーリング科目の開講の決定。
No	評価基準	教育課程・学習成果【学習成果に関すること】
5	中期目標	学習成果に係る各種指標に基づく検証を不断に行い、学生アンケート等を通じて教育理念・目的に沿った学習効果があがっているかを検討する。
	年度目標	離籍率の動向を分析し、離籍者を減らすために成績分布及び学生アンケート等から対策を検討する。
	達成指標	通信教育学務委員による検討と法律学科会議での検討。
No	評価基準	学生の受け入れ
6	中期目標	多様なバックグラウンドを有する学生の受入に務めるとともに、適切な能力や意欲を有しているかを確認するため、入学前の成績等や志望理由を精査する。
	年度目標	学生に、ふさわしい能力・意欲を適切に判断するため、通信教育学務委員により今後も志願書類等の慎重な審査に努める。
	達成指標	入学審査が適正に行われているかどうかについての通信教育学務委員による検討と法律学科会議での検討。
No	評価基準	教員・教員組織
7	中期目標	法学部専任教員を中心とする科目提供を行うとともに、専任教員との連携の下で外部講師に協力を求めることを通じ、通信教育にふさわしい科目の提供を確保し、必要とされる教育水準を維持する。
	年度目標	通学課程を前提とした法学部専任教員を中心とする科目提供を行うとともに、通信教育にふさわしい科目が提供できているかどうかを、外部講師の協力の確保を含めて検証する。
	達成指標	通信教育学務委員による検討と法律学科会議での検討。
No	評価基準	学生支援
8	中期目標	通信教育課程独自の学生支援体制を維持することともに、通信教育課程においても増加傾向にある障害学生について、全学と連携して必要な相談・適切な支援を行う。
	年度目標	近年増加している障がい等により配慮を必要としている学生について、出願前の事前相談に

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

		より、学生のニーズを把握するとともに、本学に提供可能な配慮を説明し、相互の調整を図り、安心・納得して出願及び学習ができる状況を整える。
	達成指標	通信教育学務委員及び通信教育部事務による障がい等により配慮を必要としている出願予定者に対する事前説明および面接等による学生のニーズと本学で提供できる配慮の事前調整と調整した合理的配慮の確実な実施。
No	評価基準	社会連携・社会貢献
9	中期目標	法学部質保証委員会を通じた質保証活動を、中期期間（2018－2021年度）中、着実に実施する。
	年度目標	2019年度に引き続き、法学部質保証委員会を通じ、通信教育課程法律学科において教育の質が確保されているか否かを検証する。
	達成指標	法学部質保証委員会での検討。
<p>【重点目標】 内部質保証（質保証委員会の課題の再確認）</p> <p>【目標を達成するための施策等】 年度前半（春学期）中に質保証委員会と執行部との間で連絡を取り、質保証活動の活性化を依頼する。</p>		

【2020年度中期目標・年度目標に関する大学評価】

法学部通信教育課程における2020年度の中期目標、年度目標、及び達成指標は、2019年度と同じであり、また重点目標も前年度と比較して抽象的なものとなっている。

今年度はコロナ禍の対応など様々な理由はあると思うが、今後は目標の設定についてご留意願いたい。

【大学評価総評】

法学部通信教育課程の自己点検・評価は、適正に実施されていると評価できる。

法学部通信教育課程では、教員による学習ガイダンスを毎年2回開催し（併せて、過去の学習ガイダンスについてウェブ上での配信も行っている）、一般的な履修指導を実施しているほか、オフィスアワーを実施し、適宜、必要に応じて個別の履修指導を実施している。また、単位修得状況が思わしくない学生に対しては、「履修計画書」の提出を指導している。また、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを策定・公表し、計画的、体系的な履修のガイドを示している。

法学部通信教育課程では、学生の学習指導のために、学習を進めるにあたって生じた疑問点についての質問をすることができる「学習質疑」の制度を設けているほか、学習相談会、Web通信学習相談制度も創設し、履修上・学習上の相談に応じている。

一方で、2020年度の中期目標、年度目標、及び達成指標は、2019年度と全く同じであり、また重点目標も前年度と比較してかなり抽象的なものとなっている。コロナウイルス感染症対応など様々な理由はあると思うが、今後は目標等の設定の際は検討願いたい。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。